

## 金沢地方裁判所委員会（第11回）議事概要

### 1 開催日時

6月3日(火)午後1時30分～午後4時10分

### 2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

### 3 出席者（50音順）

伊藤数子委員，沖野美智子委員，小倉正三委員長，神野善一委員，倉田慎也委員，倉田千恵子委員，清水光男委員，富木昭光委員，西田登喜子委員，山腰茂広委員，山本真千子委員

（オブザーバー）

堀内満刑事部総括裁判官

（事務担当者）

藤田事務局長，河合民事首席書記官，藤原刑事首席書記官，浦城総務課長，大場総務課課長補佐

### 4 意見交換のテーマ

裁判員制度について

### 5 進行

(1) 裁判員制度広報用映画「審理」の上映

(2) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(3) 次回の意見交換のテーマ

追って決定

(4) 次回開催期日

平成20年11月25日(火)午後1時30分～午後3時30分

(別紙)

### 意見交換における主な発言の要旨

( は委員長の発言・ は委員の発言・ はオブザーバー等の発言)

映画を視聴した感想や裁判員制度について

裁判員候補者になった場合は参加してみたいと思いますが、それは裁判員制度についての情報を得ているからです。一般の人々は同様な情報を得ていないので、参加に対して消極的になるのであり、そのような人を対象に情報を得る機会をつくれなにかと思います。

昔と違って犯罪者の人間性が複雑になってきており、そういった人の責任能力に関して、その人の罪を裁判員が判断できるかが心配です。

映画の中の裁判員は、構成メンバーのバランスが良いですが、実際はくじで選ばれるということなので、男女・年齢・職業などのバランスがうまくいかないのではないですか。

裁判員裁判実施に向けて準備をされていることと思いますが、準備されたことと実際が食い違った場合は、柔軟に対応されることを望みます。

映画では、争う部分とそうでない部分を分けて主張していましたが、公判前整理手続の中で、その程度まで争点を絞るのですか。一般的に三日で審理が終了するとのことですが、延びることはないのですか。

裁判員の個性や地域によって、同種の事件でも量刑が変わってくるのではないですか。

裁判員制度には反対です。専門家でも難しい人を裁く行為を素人に、それも無作為に選挙人名簿から選出した人に任せるのは心配です。民主的に司法運営を行う意味はあるのかもしれませんが、これまで日本が行ってきた神聖な司法制度を守っていけばよいので、諸外国のまねをしなくてもよいではありませんか。

映画の中の証人は、事件の目撃者1名だけでしたが、複雑な事件であれば様々な方向からの目撃証人を選ぶべきだと思います。

これまでの刑事裁判には、判決までに何年もの月日を費やす事件もあります。裁判員裁判が三日で審理を終了させることはできるのでしょうか。

映画では、裁判員が量刑を決めるプロセスについてよくわかりませんでした。専門家でさえ違った判断を下すこともあるのに、素人が判断する判決で公正さが保たれるのでしょうか。

一般の人は法定刑がどうなっているかも知りません。裁判官に説明を受けて初めて分かる状態ですので、裁判員に選ばれても裁判官の話に従うことになるのではと思います。

まず、諸外国のまねをしなくても、日本の裁判制度を守っていくべきではないかとの意見について、法曹関係者としてはどのように思われますか。

各国では、自国の法文化に即した裁判制度が実施されていると思います。日本は、これまでの法曹三者が行ってきた裁判では分かりにくいという批判を受け、国民の意見を取り入れ、開かれた司法を目指して裁判員制度を導入したわけで、この制度を成功させるには、法曹三者のがんばりが大切であると思います。

裁判員制度は、諸外国のまねではなく、国民の意見をいかにして司法に反映させるのかを検討してできたものです。司法が裁判員に求めているものは、常識的な知恵を拝借したいということなのです。ですから、素人であるからとの心配は無用であると思います。裁判員制度はこれから始まる制度ですので、実際に始まってからも改善点を見つけて柔軟に対応していくつもりであります。

審理期間が三日で終わられるのですかとの質問がありましたが、どうですか。

裁判員裁判の前には、「公判前整理手続」が行われます。この手続では、起訴した検察官と、被告人を弁護する弁護士及び担当裁判官が集まって、事件について、存否に争いのある事実は何かなどをはっきりさせ、それについて検察官や弁護士はどのような方法で証明するのかを話し合います。その中で、審理にどのくらいの時間が必要なのかを検討しますので、そこで立てた計画どおりに審理が終了することになります。

犯罪者の人間性が複雑になってきているとの話がありましたが、被告人の責任能力については、裁判員裁判ではどのように理解していただくのですか。

被告人の責任能力について争いになった場合は、鑑定書の内容がどうかとの問題もありますが、法曹三者としては、裁判員の方々に分かるような説明をする義務があると思っています。そのための努力もしていきますので、大丈夫だと考えています。

裁判員に分かりやすい説明をする義務があるとのお話しですが、犯罪現場の状況等について、検察側はどのような形で裁判員に示していく予定ですか。

これまでは、現場の写真を証拠書類で提出していましたが、これからはモニターの映像を見てもらえれば分かるようにすることを考えています。モニターに写真を映すのか、ビデオを映すのかについては、いずれにせよ、実際に現場を見てもらわなければならないので、工夫をしていかなければならないと思います。

裁判員裁判は、裁判員に対し、ビジュアルに訴え、耳で聞いて分かる裁判を目指しています。裁判員が書類を読まねばならないようなことは極力避けることになっています。

同種事件でも、量刑に地域性があるって、裁判に影響が出るのではないかとの話がありましたが、どのように考えますか。

国内で量刑に差が出るのは問題だと思います。また、首都圏であれば、被告人と裁判員が知り合いである確率は低いですが、田舎だと自分が知らなくても相手が自分を知っている場合もあると思います。裁判員が他県で参加すれば、そのような問題は避けられると思うのですが。

県内に居住している人が裁判員候補者に選ばれた後に他県に転出した場合、居住先から元の県の裁判員をしてもらえるかとの問題はありますが、本来、県外の人が裁判員に選ばれることはありません。

地域によって量刑に格差が出るのは問題だのご意見ですが、検察庁や弁護士会としてどうですか。

事件によって、求刑範囲には幅があります。事件が地域に与える影響により、求刑に多少の違いが出ることもあります。

執行猶予をお願いする場合を除き、被告人にはどのような刑が相当であるかといった最終弁論を行ったことはありません。弁護士会によっては、どのような事件でどういった判断がなされたのかをまとめて資料にしたものを持っている会もありますが、金沢にはありません。弁護士としては、仕事をしながら、量刑感覚を掴んでいくしかないのですが、裁判員の方には量刑資料が示されると聞いていますので、心配はないと思います。

素人は法定刑も分からないし、どんな量刑が相当かも分からなく不安であるとの意見がありましたが、裁判所としてはどのように対処していきますか。

量刑分布表のようなものを示し、刑の上限下限を説明した上で、裁判員の方には検討していただきますので、問題ないと考えています。

法曹三者だけで裁判を行っていたときとは違い、例えば、正当防衛が認められれば殺人を犯しても無罪になることや、殺意がない場合には傷害致死になるのか、あるいは過失致死になるのかといった結果の違いを、弁護人は具体的に主張していくことになるだろうと思います。

裁判員制度ができたときに、国民に分かりやすい裁判を行うとのお話しでした。国民に分かりやすい裁判にするための労力は大変なことと思われませんが、そのための研修等で職員から不満が出たりはしませんか。

不平不満はないと思っています。もともと、裁判は公開の法廷で実施されるもので、その内容は傍聴者に分かるものであるべきだったのですが、それが分かりにくくなっていたので、原点に戻るという発想なのだと思います。

分かりやすい裁判を行うためには、審理が3日の予定が4日となってしまうことはないのですか。

分かりやすくするために時間をかけるようでは意味がないと考えます。分かりやすくコンパクトな裁判になるよう努力します。

裁判員に視聴覚障害者や知的障害者が選ばれた場合はどうなるのですか。

その事件が、目で見なければ判断できないものであれば裁判員になることは困難ですが、聞いて分かるものであれば参加していただけたらと思います。聴覚障害がある方には手話通訳者を手配することになります。ただ、知的障害者については、そのこと自体をどうやって判断するのが難しいと考えます。

障害者であるからといって、裁判員に選ばれないことにはなりません。障害者であったとしても、裁判員としての職務遂行に著しい支障がなく、裁判員になる意思がある場合は、裁判所としては健常者と同様に参加していただけるように手当をしていくことになります。

研修で他県に出張しなければならないような場合は、裁判員を免除されますか。

確実に免除されるかは分かりませんが、調査票や質問票にその旨を記載していただければ、それを基に検討することになります。

裁判員候補者の通知を発送する際には、事業主に宛てた書面も同封していただければ、裁判員裁判のための休暇が取得しやすいと思います。

通知を受けた本人が、上司に上手く説明できない場合や、非協力的な上司がいる場合には、そういった書面は有効だと思います。

仕事をしている人かどうかは、有権者名簿からは判断できませんので書面を同封することは難しいと思われます。

裁判所は、視聴覚障害者のために、手話通訳協会等と提携しているのでしょうか。

提携まではしていませんが、速やかに手話通訳者を確保できるようにしていきます。

保育を希望する裁判員のための託児所の提携はされていますか。

金沢市に居住されている人については、保育園で一時預かりが可能であると聞いております。ただし、その他の地域の方が金沢市の保育園に預けることについては、調整中です。介護すべき人のいる方々については、まだ手当ができていません。今後は、裁判員制度を実施するための環境整備についても、まだ

まだ取り組んで行かねばなりません。

東海テレビが制作した番組で、名古屋の裁判官を取材したのを見たことがあります。それによれば裁判官は恒常的に忙しいようでした。事件が多く、昼と夜の弁当を毎日持参して仕事をしていました。これは、どこの裁判所でも同じなのですか。

裁判官には、確かに大変忙しい時期もありますが、常に忙しいわけではありません。

映画によれば、裁判員はお弁当を持参していましたが、裁判所から食事はないのですか。

裁判所からは、食事は提供されません。

以 上